

## 小規模企業等振興資金を申込みされた事業者様へ

### 信用保証料の助成

- 当融資制度について、保証決定され融資を実行されますと信用保証料の助成が受けられます。融資実行時に「信用保証料助成金交付申請書」及び「請求書」を金融機関へ持参し交付申請書に金融機関の証明を受け、融資を受けた後1か月以内に経済振興課へ提出してください。
- 信用保証料の助成額は500,000円を限度とします。
- 融資申込時にこの制度での融資残高があり回収条件(融資実行の際に同時に繰り上げ償還を行う条件)とする場合は、回収相当分については助成の対象となりません。
- 市からの助成金の振込みは、融資を受けた後2か月前後かかりますのでご了承ください。
- 融資を受けた後繰上返済等をされ、保証協会から保証料の返戻があった場合は、春日井市への返還が生じますので必ずご連絡ください。
- 「信用保証料助成金交付申請書」及び「請求書」の記入例参考にして必要事項のみを記入してください。

486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 産業部 経済振興課

(0568) 85-6242